**令和８年（ヒ）第１００４号**
福岡県大野城市白木原四丁目７番３号
清算株式会社　株式会社Ｔ・Ｂ・Ｃ
代表清算人　　藤池　亮一
１　　決定年月日　令和８年９月１０日
２　　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社Ｔ・Ｂ・Ｃ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の方法及び端数の処理
（１）弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー１３階）において行う。但し、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
（２）弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
１　協定債権の弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。
２　協定債権の放棄
各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
３　追加弁済
上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。
以上
（別紙省略）
福岡地方裁判所第４民事部

## 更生計画案議決権行使方法等

**令和８年（ミ）第４号**
名古屋市中区栄三丁目４番２１号
更生会社　株式会社トーシンホールディングス
１　議決権行使の方法
書面投票
２　投票期間
令和８年10月29日から同年11月16日まで
３　決議の組分け
更生担保権者、更生債権者及び株主の三組に分けて行う。
４　議決権不統一行使の通知期限
令和８年11月９日
５　議決権者確定の基準日
令和８年10月14日
令和８年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

## 再生手続開始

**令和８年（再）第３号**
千葉県市川市国府台３丁目９番４５号
再生債務者　隅谷　嘉夫
１　決定年月日時　令和8年9月9日午後5時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和8年10月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和8年12月2日から令和8年12月9日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

## 小規模個人再生による再生手続開始

**令和８年（再イ）第５号**
秋田県山本郡三種町鵜川字東鵜川８番地
再生債務者　西村　　勝
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月19日から令和８年10月26日まで
秋田地方裁判所能代支部

**令和８年（再イ）第６２号**
埼玉県川口市元郷１丁目32番７－103号
ファミリーメゾン元郷
再生債務者　時田　潤一
１　決定年月日時　令和８年９月14日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月５日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月19日から令和８年10月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第３１号**
秋田市土崎港中央五丁目１番10号
再生債務者　中川　一成
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月20日から令和８年10月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**令和８年（再イ）第１０６号**
埼玉県鴻巣市滝馬室486番地３
再生債務者　小関　寛人
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月20日から令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和８年（再イ）第１４０号**
さいたま市見沼区東大宮４丁目25番地９　ユタカビル301号室
再生債務者　山本　亮介
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月20日から令和８年10月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**令和７年（再イ）第８７号**
埼玉県三郷市後谷481番地
再生債務者　佐藤　宏文
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月20日から令和８年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和８年（再イ）第５８号**
埼玉県北葛飾郡松伏町田中三丁目４番地24
再生債務者　松本　裕志
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月20日から令和８年10月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

**令和８年（再イ）第２４号**
名古屋市中区千代田１丁目１番25号　第２中川ビル102号（住民票上の住所）名古屋市名東区よもぎ台３丁目1006番地
再生債務者　矢野めぐみ
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年10月６日まで
４　一般異議申述期間　令和８年10月13日から令和８年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部